

## 豊田市公正入札調査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市公正入札調査委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 豊田市が発注する工事、工事関係委託、その他委託、物品購入、物品借入(以下「工事等」という。)の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確な対応を行うため、豊田市公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (委員会の事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 工事等について入札談合に関する情報があった場合に、当該情報の信憑性を確認し、調査の必要性の有無及び談合の有無について審議すること。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関すること。

### (委員会の組織)

第4条 委員会は、総務部長、総務部調整監、検査監、契約課長及び入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する課等の長(以下「所属長委員」という。)をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、総務部長をもってあてる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部調整監がその職務を代理するものとする。

4 所属長委員の任期は、当該入札談合に関する情報に係る審議の期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合には、必要に応じて随時会議を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

### (委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族に利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

### (委員会の庶務)

第7条 総務部契約課に委員会の事務局を置き、委員会の庶務を処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。